



働き方改革推進支援助成金

2つのコースをご案内します!!

【労働時間短縮・年休促進支援コース】

<労働時間短縮>

働き方改革によって残業をしないのが当たり前の時代になっていますが、
36協定を見直すことで助成金がもらえること、ご存知ですか？

(A) 60時間を超える **36協定**を提出している企業様必見!!

36協定について、時間外・休日労働時間数を「月60時間以下」または、「月60時間～
月80時間以下」に設定することで助成金が支給されます。



助成率・助成金額は？

助成率：3／4 ※一定の条件が整えば助成率が4／5になる場合があります。

助成金額（上限）：以下の表

36協定設定時間	現在の設定時間数	
	80時間を超えている場合	60時間を超えている場合
60時間以下に見直し	200万円	150万円
60時間～80時間以下に見直し	100万円	



助成対象となる経費は？

●労務管理用ソフトウェアの導入・更新 ●労務管理用機器の導入・更新 ●設備・
機器の導入・更新…等 ※原則としてパソコン、タブレット、スマートフォンは対象とな
りません。



ポイント

- ☐ 申請時点で就業規則のチェックが必要
- ① 年5日の年次有給休暇の取得に向けて整備していること
- ② 時季指定の対象となる労働者の範囲及び時季指定の方法等について記載があること
※10人未満の事業所の場合は、年次有給休暇管理簿が作成されていること
- ☐ 最後に36協定を提出してから相当の期間が経過していること
※提出してすぐの申請は受理されないことがあります。

活用例

36協定を60時間以下に設定（99時間 ⇒ 60時間）

<年次促進支援>

36 協定見直し以外でも支援が受けられます!!

前項の36 協定以外にも、「年次有給休暇の計画的付与」または、「時間単位の年次有給休暇かつ特別休暇」を新たに導入することで助成金が支給されます。

(B) 年次有給休暇の計画的付与を導入する場合

助成金額（上限） **25** 万円

活用例 年次有給休暇の計画的付与を新たに導入

(C) 時間単位の年次有給休暇 かつ 特別休暇※ を新たに導入する場合

助成金額（上限） **25** 万円

※特別休暇として選択できるのは（いずれか1つ以上）

①病気休暇、②教育訓練休暇、③ボランティア休暇、④新型コロナウイルス感染症対応のための休暇、⑤不妊治療のための休暇

活用例 新型コロナウイルス感染症のための特別休暇を導入

※助成金額（上限） = (A) + (B) + (C) = 200 万円 + 25 万円 + 25 万円
= 250 万円・・・本助成金で申請できる最大の助成金額となります。

働き方改革推進支援助成金の相談窓口
兵庫労働局 雇用環境・均等部企画課
TEL：078-367-0700



HP



マニュアル

【適用猶予業種等対応コース】※建設業、運送業、病院の方対象

2024 年 4 月 1 日の法改正に伴い、建設業・運送業・病院は本助成金で「適用猶予業種等対応コース」が別途設けられております。詳しくは web をご参照ください。



HP

2023年10月施行 待ったなし! インボイス対応 どうしますか?



ダウンロード
はこちら



スマホインボイス
FinFin

スマホでも、パソコンでも。ご利用の端末で
インボイス制度対応の請求書が簡単に発行・受取できます!

無料

「スマホインボイスFinFin」なら、
今すぐにご利用いただけます。

本情報は、令和 5 年 9 月 1 日時点の情報を掲載しております。

※当組合は、補助金・助成金・支援策等の
お客様にとって有益な情報の提供をさせて
いただいておりますが、当組合がお客様の
申請を代行することはございません。



兵庫県信用組合



事業者向けメールマガ
ジンのご登録はこちら